



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】10月からの法改正（後編）

10月より契約社員やパートタイマーなどの非正規雇用労働者（非正規社員）に対する改正がスタートします。通常の労働者（正社員）との労働条件の格差について従前より厳格な基準が設定されます。改正の内容について2回にわたって採りあげます。今月号は後編です。

非正規雇用労働者に対する雇入れ時の労働条件の明示事項が追加

非正規社員を雇い入れたときの労働条件の明示事項にあらたに「**待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる**」旨の明示が追加されます。

【労働条件通知書の記載例】

正社員との間の待遇の相違（内容・理由等）について説明を求める窓口：〇〇部（担当〇〇〇〇）

非正規雇用労働者に対する雇用管理の改善等に関する措置の内容が変更

労働条件	待遇改善の内容
教育訓練	正社員と同様に非正規社員にも職業訓練の機会や援助を行うように努めましょう（職業能力開発法が非正規社員にも適用されます）
人事考課	非正規社員と正社員との間で共通する職務等に応じ、共通する賃金制度または評価項目を設定して査定するのが望ましいとされます
福利厚生	福利厚生施設（物品販売所・浴場・保育所・講堂・娯楽室・運動場・保養施設・駐車場等）の利用について便宜の供与の措置を講ずるように配慮しましょう
正社員登用	契約更新時等に正社員登用制度を周知し、意向を確認・配慮しましょう



ここがポイント

● 非正規社員代表の選出

パートタイム用の就業規則を作成する場合、正社員用の就業規則とは別途に従業員代表者の意見聴取が必要です。

パートタイム・有期雇用労働法では、パートタイム・有期雇用労働者（非正規社員）の過半数を代表する者の意見を聴くように努めるとされています。

努力義務であるため、必ずしも非正規社員から選出しなくても良いのですが、自身が適用される就業規則を認識してもらう意味でも非正規社員代表者の意見を聴取できないか検討してみましょう。

労務Room Q & A

Q

非正規社員から正社員との待遇差の説明を求められた場合、どのように説明したらよいですか？

A

会社が説明する事項としては、正社員との待遇の異なる労働条件の内容や理由、待遇差を設けるにあたって考慮した判断基準などを説明する必要があります。

「資料を活用し、口頭で説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」が提唱されています。

官製“秋闘”時代の賃上げ

1992年、アメリカのニュージャージー州で最低賃金が引き上げられた際、隣のペンシルベニア州の最低賃金は据え置かれました。二つの州にある、立地条件も似通ったファストフード店の雇用量について最賃を引き上げたニュージャージー州の雇用が減少するとの仮説がなされましたが、同州の雇用は減少しませんでした。後にノーベル経済学賞を受賞した最低賃金に関する研究です。

今年も最賃引上げの季節になりました。賃上げといえば「春闘」が有名です。一昔前より、政府が経済界に春の賃上げを強く要請するさまを「官製春闘」と評しています。春闘はあくまで労使交渉によって賃上げ率が決められます。一方、秋の賃上げ「秋闘」は法律（最低賃金法）に基づきます。企業の業種や規模、業績はもとより、景気の良し悪しにも関係なく一律に引き上げられます。政府の口先介入にとどまる春闘より、ある意味「官製」度合いは高いといえるでしょう。

学生時代にアルバイトをしていた頃、最低賃金で求人を募集する会社はほぼ皆無でした。最賃の時給を提示すること、ある種の気恥ずかしさが雇用主にもあったような気がします。10月と同時に時給引上げを行う企業が増えた現代と比較すると隔世の感もあります。

上記の研究以後も最低賃金を検証する研究は活発なようです。“官製秋闘”が完成された時の最低賃金が産業界に与える影響も注目していきたいと思います。



【魚くん探知記】 今月の一尾

鮪：かます

国内には10種類ほどのカマスがいるそうですが、全長が20cm程度のアカカマスから、2m近くになるオニカマスなどがいます。

大きく開く口が、穀物や肥料を入れる袋「畚（かます）」に似ているところから名づけられたといえます。鋭い歯に象徴されるように、獰猛な性格で、空腹が極まると共食いをする習性があります。

小さいものは丸干しに、大きいものは干物や塩焼きにと魚体に合わせた料理も豊富です。

「カマスの焼き食い一升飯」という言葉通り、ごはんとの相性が抜群。新米とともに秋のおとずれを **かまして** くれる存在です。



【一劇必撮】 今月一枚



千葉県立佐倉高等学校記念館

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile
website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所